

## － 調査対象とする追加業務（設計業務） －

## 追加業務となる業務 1 に関する業務の項目

業 務 項 目	
(1)積算業務	①積算数量算出書の作成
	②単価作成資料の作成
	③見積徴集
	④見積検討資料の作成

## 追加業務となる業務 2 に関する業務の項目

業 務 項 目
(1)透視図作成
(2)模型製作及び写真撮影
(3)計画通知又は確認申請に関する手続業務(必要な図書の作成は含まない。)
(4)市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務 (標識看板の作成、設置報告書の届出)
(5)防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
(6)リサイクル計画書の作成
(7)概略工事工程表の作成
(8) 営繕事業広報ポスターの作成
(9) 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第20条第2項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
(11)建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
(12) 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
(13) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務